

役場の組織が変わりました！

令和8年度から
6部32課4室55担当へ

4月1日から、住民の暮らしに寄り添い、柔軟で機動的な組織体制にするために、役場の組織が一部変わりました。

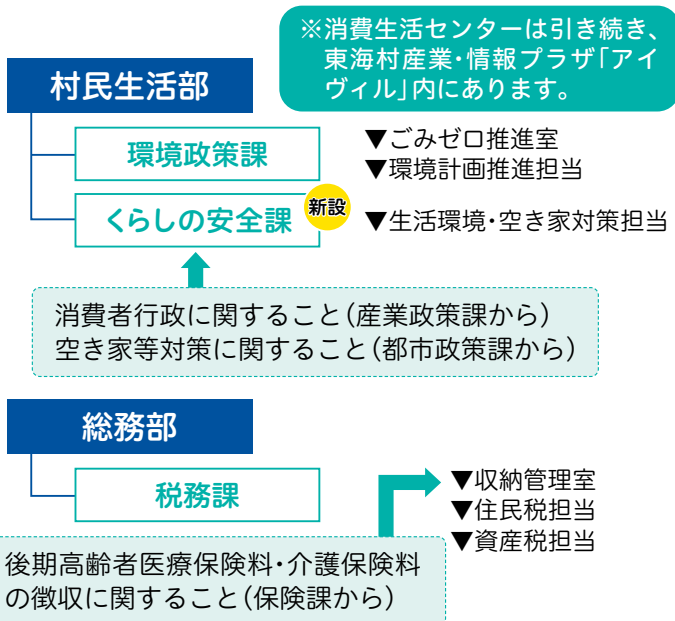
【問い合わせ】人事政策課人事政策担当(☎282-1711 内線1320)

組織改編のポイントを紹介

Point
01

村民生活部の改編 くらしの安全課を新設

生活環境に関する課題に対して、より迅速かつ的確に対応する体制を構築するため、環境政策課を分割し、新たに「くらしの安全課」を設置



Point
02

総務部の改編 債権管理業務の一元化

保険課所管の後期高齢者医療保険料・介護保険料の徴収・滞納整理を税務課収納管理室に一元化

自転車を利用される皆さんへ

自転車のルールを守り、自分も守ろう

～危険な行為に**反則金制度(青切符)**が適用されます～

対象

16歳以上

運転免許の有無は関係なし

4月1日から、道路交通法の改正により、自転車の交通違反にも交通反則通告制度(反則金制度)が導入されました。引き続き、交通ルールを守って、安全通行に努めましょう。

【問い合わせ】くらしの安全課生活環境・空き家対策担当(☎282-1711 内線1455)



こんな違反行為が青切符の対象です！(反則行為の例)

ながらスマホ 〈携帯電話使用等(保持)〉 反則金 12,000円	右側通行 〈通行区分違反〉 反則金 6,000円	傘差し運転 〈公安委員会順守事項違反〉 反則金 5,000円
イヤホン等の使用運転 〈公安委員会順守事項違反〉 反則金 5,000円	無灯火 反則金 5,000円	
一時不停止 〈指定場所一時不停止等〉 反則金 5,000円	並進 〈並進禁止違反〉 反則金 3,000円	二人乗り 〈軽車両乗車積載制限違反〉 反則金 3,000円

命を守るため“ヘルメット”を着用し自転車を安全に利用しましょう。